

平成29年度第3回生駒市国民健康保険運営協議会会議録（要旨）

1. 日時 平成30年2月8日（木）午後2時

2. 場所 生駒市役所4階 401・402会議室

3. 出席者

（委員）

澤井会長・中谷会長代行・萩原委員・土井委員・霜田委員
・安井委員・城山委員・山本委員・池田委員・辻本委員

（事務局）

小紫市長・影林福祉健康部長・増田福祉健康部次長・
奥谷国保医療課長・堤国保医療課課長補佐・藤川国保係長・山本

4. 議事内容

（1）開会

（2）市長挨拶

（3）会長挨拶

（4）諮問書の提出について

（5）議事録署名委員について

(6) 審議案件

1. 会議の公開・非公開について
2. 県単位化に伴う保険料方針（案）について
3. 生駒市国民健康保険条例及び生駒市国民健康保険税条例の一部改正（案）について
4. 平成30年度生駒市国民健康保険予算（案）について
5. 答申書の取扱いについて
6. その他

(7) 閉会

5. 審議結果

1. 生駒市国民健康保険条例及び生駒市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

承認

2. 平成30年度生駒市国民健康保険予算（案）について

承認

6. 質疑等

(1) 議事録署名委員について

【会長】 議事録署名委員について会長の私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

【委員】 異議なし。

【会長】 異議なしということですので、私から指名させていただきます。土井委員と辻本委員のお二人にお願いいたします。各委員におかれましては、後日事務局から議事録作成次第ご署名を頂戴に参りますので、よろしくお願いいたします。なお、議事録は要点のみ記載させますので、ご了承いただきたいと思います。

(2) 会議の公開・非公開について

【事務局】 本会議は「附属機関及び懇談会の会議の公開に関する基準」第2条に基づき、原則公開となっております。公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

【会長】 ただ今、事務局から説明がありました。このことにつきまして、何かご意見はございませんか。

【委員】 異議なし。

(3) 県単位化に伴う保険料方針（案）について

生駒市の保険料方針（案）につきまして、11月29日の第2回の運営協議会で、ご説明させていただきましたが、その後、12月に納付金の「仮算定」が、1月末には「本算定」が示され、その方針に基づきまして、県と協議をし、「生駒市の保険料方針（案）」を作成したところでございます。それでは資料についてご説明申し上げます。県内では、比較的被保険者の所得が高い本市におきましては、負担の比重が大きくなり、生駒市は引上げ幅（H29→H36 13.5%）が大きいために毎年改定することとなっておりますが、前回でも申し上げましたように、国民健康保険財政調整基金を活用しながら、被保険者の皆様にできる限り負担とならないように、平成36年度の保険料の統一化に向けて、引き上げていきたいと考えております。真ん中の青の部分をご覧ください。奈良県の方針である、保険税の引上げ幅が過大とならないようにするという観点から、今後の診療報酬改定等を想定し、少なくとも移行期間の前半においては平成32年度までに1回、後半においても平成34年度までに1回引き上げることとされていることから、1つ目といたしまして、平成32年度、平成34年度、平成36年度に保険税の引き上げをお願いしたいと考えております。

2つ目といたしまして、保険税を引き上げない平成30年度、平成31年度、平

成33年度及び平成35年度におきましては、国保財政調整基金を活用させていただきたいと考えております。

3つ目といたしまして、

保険税の賦課方式でございますが、本市は、「医療分」、「後期高齢者支援金分」及び「介護納付金分」すべてが「所得割」「均等割」「平等割」の3方式となっております。県単位化することに伴い、「介護納付金分」につきましては、世帯別平等割を用いない2方式に、平成32年度に変更したいと考えております。

4つ目といたしまして、平成36年度に、県内市町村の保険料（税）率を統一することとなり、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となることを目指します。なお、平成36年度の制度完成までの期間が長い
ため、中間年である平成32年度に再度試算し、「保険料方針」についても必要に応じて見直すこととなっております。左下の黄色いグラフは、本市の保険料方針の被保険者一人当たりの保険料の推移でございます。平成29年度が117,735円、平成30年度が122,922円、平成31年度が124,647円、平成32年度が126,396円、平成33年度が128,169円、平成34年度が129,968円、平成35年度が131,791円、平成36年度は133,640円となっており、現行保険税の13.5%の増となります。黄色の斜線部分が基金の活用を示しており、平成30年度から平成35年度までの5年間で、約3億7百万円の基金の取崩しを予定しております。

なお、平成30年度のグラフの緑色の斜線部分は、前期高齢者交付金等の精算により、追加交付される部分を示しており、このことにより、平成30年度は、一人当たり122,922円から120,085円に下がることとなります。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【会長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、委員のみなさま何かご質問はございませんか。

【委員】 市民の方が支払う保険税は、平成29～平成31年度は一定となる予定でしょうか。

【事務局】 財政調整基金を活用し、平成31年度までは変更しない方向で進めていきたいと考えております。

【会長】 他にございませんか。無いようですので、県単位化に伴う保険料方針（案）について承認いただいたということで、本案件を終わらせていただきます。

(4) 生駒市国民健康保険条例及び生駒市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

【事務局】 はじめに、案件（3）の生駒市国民健康保険条例の一部改正（案）につきましてご説明させていただきます。「資料2」の1ページをお願いいたします。今回お願いいたします、条例改正の内容といたしましては、1.概要にも記載しておりますとおり、平成30年度の国保の県単位化に伴い、所要の改正を行うもので、奈良県国民健康保険運営方針に基づき、出産育児一時金及び葬祭費の給付額を県内で統一することとなっております。生駒市の葬祭費は、県内統一額と同じ3万円であることから改正せず、出産育児一時金に係る規定を、健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、条文整理をするものでございます。産科医療保障制度加入の医療機関等による医学的管理の下における出産であると保険者が認めるときは、40万4千円に1万6千円が加算され、現行の42万円と同額でございます。

続きまして、生駒市国民健康保険税条例の一部改正（案）につきましてご説明させていただきます。今回お願いいたします、条例改正の内容といたしましては、3点でございます。

1つ目は、「課税限度額の引き上げ」、2つ目は、「国保改革に伴う政令改正に基づく所要の条例改正」、3つ目は、「低所得者に係る保険税の軽減の拡充」でございます。まず、1つ目の「課税限度額の引き上げについて」でございますが、同じく資料2の2ページをお願いいたします。このページの中段の「2.改正内容」の欄に記載してお

りますが、平成30年度に国民健康保険税の課税限度額を現行の85万円から4万円引き上げまして、平成28年度の政令改正後の水準の89万円に改定するものでございます。奈良県内の他の市町村において、85万円を限度額としているところは生駒市以外にはない状況となっております。また、平成30年度の国保県単位化の時点では、県内市町村との整合を図る必要があります。以上のことから、現在の市の限度額の一つ上の基準であります、平成28年度の国の基準である89万円への引き上げをお願いするものでございます。なお、今回の限度額の引き上げによりまして、平成30年度の国保税収入には、約1,400万円の増収を見込んでおります。

続きまして、2つ目の、「国保改革に伴う政令改正に基づく所要の条例改正について」でございます。同じく資料2の3ページをお願いいたします。このページの「2.主な改正内容」に記載しておりますように、国保改革に伴いまして、課税の目的を「国民健康保健事業費納付金に充てるため」に改めるものでございます。

続きまして、3つ目の、「低所得者に係る保険税軽減の拡充について」でございます。

また、横向きの資料となりますが、4ページをお願いいたします。このページの上段にありますように、国では、平成29年度に引き続きまして、平成30年度においても、全国の市町村国保に対しまして、「低所得者に対する保険税軽減措置の拡大」を行うことを決めたところです。これを受けまして、生駒市におきましても、平成29年度と同様に、低所得者に対する保険税軽減の対象世帯を拡大したいと考えております。国保税の軽減につきましては、これまでも、応益分として、世帯人数に対応する均等割と一世帯当たりの平等割について、世帯の所得の額により、所得の低い世帯から、7割、5割、2割の3段階の軽減を行い、低所得者の方の負担軽減を図っているところでございます。今回は、このうち、5割及び2割軽減の対象となる所得を引き上げることで、軽減の対象となる世帯を拡大するものでございます。このページの上段に記載しておりますとおり、具体的な内容といたしまして、①の「2割軽減の拡大」におきましては、軽減対象となる1人当たり金額を49万円から50万円に引き上げ

ることにより、3人世帯の給与収入では、約284万円以下が、改正後は約288万円以下まで対象が拡大することになります。続きまして、②の「5割軽減の拡大」におきましては、軽減対象となる1人当たり金額を27万円から27万5千円に引き上げるることにより、3人世帯の給与収入で、約189万円以下から約191万円以下まで対象が拡大することになります。

そこで、この軽減拡大により、保険税の影響額に係る具体例につきましては、次の5ページの横向きの資料「軽減拡大による影響額」をお願いいたします。

まず、中段に記載しておりますとおり、【5割軽減】における③の例でございますが、今回の改正によりまして、現行では2割軽減であった世帯が軽減枠拡大により、5割軽減となった場合、3人世帯で、年間保険税227,400円が176,700円となり、50,700円の減額となります。

続きまして、このページの下段に記載しておりますとおり、【2割軽減】における⑤の例でございますが、今まで軽減がからなかった世帯が2割軽減になった場合、3人世帯で、年間保険税337,000円が303,000円となり、34,000円の減額となります。以上、条例改正につきまして、3点ご説明させていただきました。

今回の改正内容につきましては、いずれも平成30年4月1日から施行したいと考えておりますが、そのうち、3点目の保険税の軽減拡大分につきましては、地方税法施行令の改正に伴うものでございます。この改正につきましては、国ではすでに閣議決定はされておきまして、法律案の改正は今年度末までにされる予定ですが、例年、地方税法の改正は3月末ぎりぎりに可決されている状況でございます。したがって、1点目及び2点目の、保険税の限度額拡大及び国保改革に伴う政令改正に基づく所要の条例改正につきましては、3月議会で提案させていただき、3点目の保険税の軽減の拡大に関する部分につきましては、3月の定例会中に法律が成立し、条例の手続きが間に合う場合は、議案を提出させていただく予定でございますが、間に合わない場合は、市長による専決処分をさせていただく予定でございます。

以上簡単ではございますが、国保条例及び国保税条例の改正の説明をさせていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ただ今、事務局から説明がありました。委員のみなさま何かご質問はございませんか。

【会長】 無いようですので、生駒市国民健康保険条例及び生駒市国民健康保険税条例の一部改正（案）について承認いただいたということで、本案件を終わらせていただきます。

(5) 平成30年度生駒市国民健康保険予算（案）について

【事務局】 平成30年度生駒市国民健康保険予算（案）について説明させていただきます。それでは、「平成30年度予算生駒市国保財政概要」と書かれているカラー刷りの資料をお願いします。収入、支出とも112億8,428万2千円となります。平成29年度当初予算と比較して24億3,397万8千円の減少、率にしますと17.74%の減となります。平成29年度決算見込と比較しますと、支出で8億4,001万2千円の減少、率にしますと6.93%の減となり、収入では、9億8,380万6千円の減少、率にしますと8.02%の減となります。平成29年度の決算見込みとしまして、約1億4,379万5千円の黒字となる見込みでございます。さて、平成30年度の予算ですが、国保の制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化が図られます。これにより、国保の財政面では次の3点がこれまでと大きく異なるものでございます。

1点目、保険給付費、すなわち生駒市が負担している医療費につきましては、そのほぼ同額が奈良県から交付されます。

2点目は、国保事業費納付金です。奈良県は所得水準等により市町村ごとの納付金を決定します。生駒市は奈良県が算出した金額を国保事業費納付金として県へ支払うこと

となります。

3点目、奈良県が市町村ごとの標準保険料を提示し、それをもとに市町村は保険税率を決定することになります。以上、この3点が大きな変更点となります。

これにより、平成30年度予算も平成29年度以前と比較して計上科目が大きく変わります。それでは収入からご覧ください「国保財政の収入」でございますが、

① の国保税（国民健康保険税）は、24億5,851万5千円で、平成30年度も低所得者に対する軽減措置の拡大や、被保険者数の減少などから、29年度予算と比較して3.8%の減となっております。

② 保険給付費等交付金（普通交付金）、78億1,412万3千円です。これは先ほどの変更点の1点目で述べました、生駒市が保険給付に要した費用がほぼ全額県から交付されるというものです。生駒市が負担した医療費は、この保険給付費等交付金の普通交付金として奈良県から交付されます。

③ 保険給付費等交付金（特別交付金）、1億1,411万9千円です。これは、これまでの国からの補助金にあたるものです

④ 一般会計繰入金、7億7,770万3千円は、低所得者に対して国保税を軽減した分を補てんする保険基盤安定負担金など国保財政を支援するための市の一般会計からの繰入金でございます。

⑤ 財政調整基金取り崩し分は、9,844万2千円を計上しています。30年度予算全体では、支出に対して収入の不足が生じたので、財政調整基金を取り崩して不足分を補うものであります。

次に支出について、説明させていただきます。「国保財政の支出」ですが、

① 保険給付費は、医療費給付のほか、出産育児一時金、葬祭費などで、総額78億3,933万7千円を計上しております。

② 国保事業費納付金、31億1,080万5千円です。これは先ほどの変更点の2点目で述べましたとおり、奈良県が市町村ごとに算出した納付金を県に納めるものでご

ざいます。

③ 総務費、1億8,021万4千円。これは国保制度を運営するための人件費や事務費です。

④ 保健事業費、1億1,058万4千円。特定健康診査や保健指導などの事業に係る経費です。

収入では、国保税が、約25億円で5分の1、市が負担した保険給付費に対して交付される保険給付費等交付金の普通交付金が約78億円で3分の2を占めております。

支出では、総額約112億8千万円中、保険給付費として78億円を医療機関などに支払っております。

また、次に比重が大きなものとして、国保事業費納付金で、約31億円を支出しております。

最後に、医療費の伸びですが、H27年度から28年度にかけて、がんによる入院件数の増加や高額薬剤であるC型肝炎治療薬「ハーボニー」などの影響により、医療費は大きく伸びましたが、薬価の引き下げや被保険者数の減少により、医療費の伸びは減少の傾向にあり、今年度29年度においては、前年比4.72%の減少の見込みです。しかしながら、高齢化に伴う医療費の伸びが想定されることから、H30年度の保険給付費は、予算上5.69%増を見込んでおります。

次に、別添の資料3、「平成30年度予算（案）資料」をお願いします。

それでは、抜粋して簡単に説明させていただきます。資料1枚目、2枚目はただ今、概要の資料で説明させていただいた、各費目ごとの29年度当初予算および決算見込みとの対比でございます。3ページ目をお願いします。生駒市国保税の賦課状況と課税方法についてでございます。右表の国民健康保険税率の推移ですが、医療分、後期支援分、介護分の3つにわかれておりまして、30年度課税限度額につきまして、医療分及び支援金分を各々2万円引き上げ、介護分と合わせた限度額合計額を85万円から89万円へ引き上げるものでございます。

4ページをお願いします。被保険者数の推移ですが、平成24年度までは、微増傾向ではありましたが、25年度以降は逆に減少傾向となっております。

これは、後期高齢者医療制度に移られる方が増えていることが主な要因ですが、現在70歳手前の団塊の世代の方々が75歳になり後期高齢者医療制度に移られる6、7年後には減少はさらに進むと予想されます。5ページをお願いします。

平成30年度予算につきましては、制度改革により奈良県が財政運営の主体となることから、これまで市町村に入ってきていた補助金が県に入ることとなります。したがって、左側が歳入のグラフと表になりますが、国からの補助金である国庫支出金・療養給付費交付金・前期高齢者交付金・共同事業交付金は30年度では無くなります。同様に、右側のグラフと表が歳出となりますが、後期高齢者支援金・前期高齢者納付金・介護納付金・共同事業拠出金は市の歳出からはなくなります。

また、歳出の保険給付費については、その支出に要した費用を全額、奈良県から普通交付金として交付されますので、歳入の県支出金の金額は大幅に増加しております。

一方で、歳出としましては、新たに国保事業費納付金を県へ納める必要があることから、30年度予算において新規で計上しております。以上のとおり、国保の制度改革に伴い、30年度の予算規模としましては、平成29年度の当初予算比で17.74%の減、決算見込比では6.93%の減となります。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ただ今、事務局から説明がありましたが、委員のみなさま何かご質問はございませんか。

【委員】 平成30年度からの国保広域化に伴い、一般会計の繰入金については、どのように変わっていくのでしょうか。

【事務局】 一般会計繰入金は、法定繰入金と法定外繰入金がございます。生駒市の場合、法定繰入金と定められております保険税の軽減措置分に対する繰入が、一般会計の大きな割合を占めております。今後も一般会計からの繰入は、同様に継続して

いきます。

【委員】 歳出の国保事業納付金と歳入の国保税が、対となり、同額になるのが理想ということでしょうか。

【事務局】 そのとおりでございます。予算（案）では、歳入の国保税が歳出の国保事業納付金を下回っておりますが、生駒市では、財政調整基金がございます。不足分には、財政調整基金を財源とし、現状の保険税率を維持していきたいと考えております。

【委員】 療養給付費は、平成 27 年度をピークに下がってきておりますが、この傾向は保険者としては、どのようにとらえられていますでしょうか。

【事務局】 昨年の同時期の協議会では、平成 28 年度医療費は、高額薬剤などの影響により増加するとお伝えさせていただきましたが、最終的には、前年度比で減少となりました。その原因としては、高額薬剤の薬価が引き下げられたこと、被保険者数の減少があると考えております。

【委員】 保険税の上昇を抑えていくためには、医療費の抑制が必要と思います。これからは、奈良県の全市町村で医療費抑制について、取り組む必要があります。奈良県としては、どのような取り組みをされる予定でしょうか。

【事務局】 おっしゃるとおり、各市町村の納付金に医療費というのは、影響があります。県内市町村が、同様の保健事業の取り組みを行います。例えば、ジェネリックの差額通知やレセプト点検などを県内市町村が統一基準で行うことを検討しております。

【会長】 ほかに質問が無いようですので、本案件の審議を終わらせていただきます。

(6) 答申書の取扱いについて

【事務局】 それでは、説明させていただきます。会議のはじめにお渡しいたしました、諮問書の内容につきましては、先程ご審議いただきましたので、その内容をまと

めさせていただきます、当協議会としての答申（案）を作成させていただきたく、ご承認をお願いいたします。

【会長】 ただいま、事務局から「答申書の取扱い」についての説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

【会長】 他に、ご意見等ございませんか。

この「答申書の取扱い」につきましては、事務局が案を作成し、その後再度、皆さんにお集まりいただき、協議のうえ、ご承認いただくのが本筋ではございますが、時間も余りございませんので、恐れ入りますが、会長の私にご一任いただくということによろしいでしょうか。

【委員】 異議なし。

(7) その他

【事務局】 「その他」事項としまして、平成30年度、新たに実施します保健事業についてのご報告でございます。今年度「生駒地区薬剤師会」が国からの補助金を基に、残薬調整の相談事業を実施されています。患者さんが飲み忘れなどで残った薬を薬局へ持っていくと薬剤師が残った薬を有効活用できるようアドバイスをしてくれる事業です。来年度、残薬を入れるビニール製のバッグを患者さんに配布し、生駒地区薬剤師会と協会けんぽ奈良支部と共同で医療費適正化に向けた事業を実施する予定をしております。報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【会長】 ただいま事務局から新規事業の報告がありましたが、何かご質問等ございませんか。無いようでしたら、案件の審議を終わります。

【事務局】 次回の運営協議会の開催は、平成30年8月30日（木）に開催を予定しております。案件につきましては、平成29年度決算の承認に係るご審議をいただく

予定をしております。改めて、文書にてご案内させていただきますので、よろしくお願いたします。

【会長】 以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

議事録署名

印

印